



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング
代表者名 代表取締役社長 中 村 謙 一
(コード：8876 東証第一部)
問合せ先 専 務 取 締 役 門 田 康
(TEL 03 - 5312 - 8704)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 48 回定時株主総会に、定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの急速な普及と利便性を考慮し、周知性の向上及び公告手続きの合理性を図るため、現行定款第 4 条（公告方法）を変更するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、現行定款第 18 条の取締役の員数を 7 名以内から 9 名以内に変更するものであります。
- (3) 社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第 31 条（取締役の責任免除）を変更するものであります。
なお、定款第 31 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結することができる役員の種類が変更されたことに伴い、当社とすべての監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第 41 条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する 方法により行う。	第1条～第3条 (現行どおり) (公告方法) 第4条 当社の公告は、電子公告とする。た だし、事故その他やむを得ない事由によつて電 子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載する方法により行 う。
第5条～第17条 (条文省略) (員数) 第18条 当社の取締役は7名以内とする。 第19条～第30条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり) (員数) 第18条 当社の取締役は9名以内とする。 第19条～第30条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) (新 設)	(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外取締役との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について、法 令に定める要件に該当する場合には、会 社法第425条第1項各号の規定する金額 の合計額まで賠償責任額を限定する契約 を締結することができる。</u>
第32条～第40条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第41条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規 定により、 <u>社外監査役との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について、法 令に定める要件に該当する場合には、会 社法第425条第1項各号の規定する金額 の合計額まで賠償責任額を限定する契約 を結ぶ</u> ことができる。	第32条～第40条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規 定により、 <u>監査役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について、法令 に定める要件に該当する場合には、会社 法第425条第1項各号の規定する金額の 合計額まで賠償責任額を限定する契約を 締結する</u> ことができる。
第42条～第48条 (条文省略)	第42条～第48条 (現行どおり)

3. 日程

第48回定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年6月24日(予定)
平成27年6月24日(予定)

以 上